

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	井上 恵
登録番号又は法人番号	09260897
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	めぐみ行政書士事務所
事務所所在地	大阪府大阪市中央区大手前一丁目7番31号 OMMビル5F
処分年月日	令和7年2月18日
処分内容（種類）	1年2か月間の会員の権利の停止 (会則第47条の2第1項第2号)
上記処分をした理由	<p>被処分者は、行政書士と司法書士の資格を有し、司法書士法人の一部を借りて行政書士事務所を開設・登録している。しかし、建物の案内表示板や事務所入口には行政書士事務所の表示がなく、これは行政書士法施行規則第2条の14第1項に違反する。</p> <p>また、被処分者は、職務上請求書控の使用目的欄に「相続税の申告」や「労災保険請求」を記載していたが、これらは行政書士業務に該当せず、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第5条第1項、および職務上請求書取扱規則第3条第1項に違反する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第1条の2第2項、大阪府行政書士会会則第40条、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第5条第1項、職務上請求書取扱規則第3条第1項、行政書士法施行規則第2条の14第1項の規定に違反した。